

「財産資本化についての総理府規則」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

財産資本化についての総理府規則

(前文省略)

第一章

総則

第一項

本規則を「仏暦二五四六年・財産資本化についての総理府規則」と呼ぶ。本規則は官報告示日の翌日から施行する。

[注 / 官報告示日は二〇〇三年四月二三日]

第二項

本規則において、

「国家機関(ヌワイガーン・コーン・ラット)」とは、省庁局、もしくはその形態を問わず、その他の公務機関、地方公務機関、国営企業、独立行政法人及び国のその他の機関を意味する。

「財産資本化(ガーン・プレーング・シンサップ・ベン・トゥン)」とは、国の経済安全保障の創出における基本目標を達成するために、制度内資金源へのアクセス、財産の資本化を可能とする機会を民衆にもたらす国及び民間の財産の最大限の利益、または経済上の付加価値、雇用、所得を生み出し、法律の規定下に新たな起業家の創生を刺激するための管理運用を意味する。

「総裁(プーアムヌワイガーン)」とは、財産資本化運営事務局総裁を意味する。

第四項

本規則に従えない、もしくは財産資本化政策委員会または財産資本化執行委員会が承認した方針、計画、事業、方向、基準に基づく遂行で障害がある場合、財産資本化運営事務局は総理大臣に報告する。総理大臣は円滑で効率的、適宜な財産資本化の遂行のために相当の命令を検討する。

第五項

総理大臣を本規則の主務大臣とする。

第二章

財産資本化政策委員会

第六項

総理大臣を委員長、総理大臣が委任した副総理大臣を副委員長、総理大臣が委任した副総理

大臣または大臣を財産資本化執行委員長、総理大臣が任命した五人以下の事務次官または関係公務機関代表、タイ銀行協会会長、内閣の承認のもとに総理大臣が任命した七人以下の有識者を委員とする「財産資本化政策委員会(カナカマカーン・ナヨバーイ・ガーンプレング・シンサップ・ペン・トゥン)」、その略名を「ノーポーター」と呼ぶ一委員会を設置する。

総理大臣秘書官を委員兼書記、財産資本化運営事務局総裁を委員兼副書記とする。

第七項

有識者委員の任期は一期二年とし、再任されることができる。

有識者委員が任期切れ前に退任した場合、あるいは総理大臣がすでに任命された委員の任期中に新たに有識者委員を任命した場合、代わりに任命された者、あるいは新たに任命された有識者委員の任期は、すでに任命されていた委員の残り任期と同じとする。

第一段に基づく任期が満了した時、新たな委員の任命がまだなされていない場合は、その任期満了で退任した有識者委員が新たに任命された委員が任務に就くまで引き続き任務に当たる。

第八項

任期に基づく退任のほかには有識者委員は以下の時に退任する。

- (一)死亡した
- (二)辞任した
- (三)総理大臣が内閣の承認のもとに解任した
- (四)破産者となった
- (五)無能力者または準無能力者となった
- (六)過失罪、軽犯罪を除き、確定判決で禁固刑となった

第九項

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

委員会の会議において、委員長が会議に来ない、もしくは任務を遂行できないとき、副委員長が会議の議長を務める。副委員長も欠席の場合は、出席した委員が一人の委員を互選して議長とする。

会議の決定は過半数による。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第一〇項

ノーポーターは以下の権限義務を有する。

- (一)内閣に提出するために財産資本化の政策、指針、方向性を定める
- (二)財産資本化の政策、指針、方向性に沿った国家機関の法律に基づく執行のために、法律に基づく権限義務、責任を有する国家機関と連絡調整する

- (三) 財産資本化の政策、指針、方向性を取り入れた遂行の促進及び支援
- (四) 財産資本化に係る実行計画及び支出の承認
- (五) 財産資本化の政策、指針、方向性、実行計画に従った国家機関の遂行状況の監視、督促
- (六) 必要に応じて国家機関内の者を招き、説明、データ送付させる、あるいは資材設備備品の使用を求める。ここにノーポーターはオーポーターまたはソーポーターに代行を委任することもできる
- (七) ノーポーターの執行または遂行を支援するために適宜、委員会、小委員会、または作業部会を設置する
- (八) 財産資本化が目標通り成果を上げるために必要な、または内閣が委任したその他の遂行
- (九) 本規則に従った執行のための規約、告示、命令の制定

第三章

財産資本化執行委員会

第一一項

総理大臣が任命する委員長、総理大臣が任命する五人以下の関係公務機関代表、タイ銀行協会会長、総理大臣が任命する五人以下の有識者を委員とする「財産資本化執行委員会(カナカマカーン・アムヌアイ・ガーンブレーショング・シンサップ・ペン・トゥン)」、その略名を「オーポーター」と呼ぶ一委員会を設置する。

財産資本化運営事務局総裁を委員兼服書記とする。

第一二項

第七項、第八項及び第九項をオーポーターの有識者委員の任期、退任、及び会議に準用する。

第一三項

オーポーターは以下の権限義務を有する。

- (一) 第一〇項(一)に基づく財産資本化の政策、指針、方向性を達成するための遂行
- (二) 関係公務機関の行動計画、計画、プロジェクトを第一〇項(一)に基づく財産資本化の政策、指針、方向性に沿ったものにするにあたっての支援及び助言
- (三) ノーポーターに具申するための国家機関の行動計画、計画、プロジェクトのスクリーニング
- (四) ノーポーターに具申するための財産資本化に係る関係公務機関の執行結果のモニタリング、督促、評価
- (五) 内閣もしくはノーポーターが委任したところに基づく執行またはその他の業務
- (六) ノーポーターが委任したところに基づく業務のための小委員会または作業部会の任命

第四章

財産資本化運営事務局

第一四項

略称を「ソーポーター」と呼ぶ財産資本化運営事務局を総理大臣秘書局内に設置する。ソーポーターはノーポーター及びオーポーターの事務局としての任務を果たし、ノーポーター及びオーポーターの執行を支援するために情報収集、研究、分析及び意見の具申といった権限義務、さらにノーポーター、オーポーター、総理大臣及び内閣の委任に基づくその他の執行権限義務を有する。

総理大臣が総裁の任命者となる。総裁はソーポーター内における職務遂行者の指揮権限義務を有し、ソーポーターの職務遂行責任者とする。

第一五項

オーポーター及びノーポーターの権限義務に係るソーポーターの職務遂行において、総裁は総理大臣直属の職務遂行者とする。

第一六項

ソーポーターの総理大臣またはノーポーターへの具申はオーポーターを通じて具申する。ただし緊急の場合は、直接、総理大臣に具申する。

第一七項

ソーポーターの運営に資するために、公務員または関係公務機関の被雇用者、あるいは国営企業またはその他の国家機関の職員、雇員が事務局の職務遂行担当官として職務遂行上の支援に回るようにするために、総裁は総理大臣に命令を要請する、もしくは内閣に決議を求めることができる。その職務遂行は通常の公務遂行とみなし、フルタイム、パートタイム、オーバータイムいずれでもかまわない。

第一八項

ノーポーター、オーポーター、ソーポーターの業務費用は総理大臣秘書局の予算から支出する。必要であれば、ノーポーターは総理大臣に要請し、関係する国家機関に命じてソーポーターの業務費用として資金を拠出させる、あるいは国家機関に対し、ノーポーター、オーポーター、ソーポーターとの業務を委託させることができる。

第五章

財産資本化の措置推進

第一九項

内閣が財産資本化の政策、指針、方向性を承認した時、閣議決定で規定された国家機関は関

係する実行計画の策定を急ぐ。このとき各段階における計画、プロジェクト、事業、目標、人員、資源、運営、支出金、官民機関との連絡面において明瞭性を持たせる。その計画のノーポーターによる検討前に、ソーポーターに送付し、オーポーターのスクリーニングを受ける。

第二〇項

ノーポーターが実行計画を承認した時、国家機関は速やかに当該計画に従う。借入金、積立金、外国の支援金を使用しなければならない場合、ノーポーターは金融面での支援における法手続きを検討するために、財務省、予算局または関係国家機関に通知する。実行計画、方図、プロジェクトまたは事業に基づく迅速な実行の必要性がある場合、ノーポーターは実行計画、方図、プロジェクトまたは事業に基づく手続きのために特別ケースとして予算を拠出するよう内閣に申請することができる。

第二一項

ノーポーターが承認した実行計画、方図、プロジェクト、事業の責任国家機関は、ソーポーターとの連絡のために各機関の実行計画、方図、プロジェクト、事業の調整面での責任者及び重要な地位の担当官の名を通知する。

第二二項

実行計画、方図、プロジェクト、事業の責任者は遂行上の進展をソーポーターが定めた書式に基づく報告書を作成し、定期的にソーポーターに提出する。実行計画、方図、プロジェクト、事業に基づく遂行に係る問題、障害がある場合、責任者は当該問題、障害の解決を検討するためにソーポーターに連絡する。

第二三項

実行計画、方図、プロジェクト、事業の責任国家機関は遂行上の管理、検査、追跡の制度を制定し、進展度について定められた期間ごとにソーポーターに報告し、ソーポーターはノーポーターにその報告書を提出する。

第二四項

ソーポーターは財産資本化における実行計画、方図、プロジェクト、事業に基づく遂行の進展度をモニターし、問題障害と共にその分析、評価をノーポーターに提出する。

第二五項

ソーポーターが財産資本化に関係する国家機関または民間機関の措置推進に問題があると判断し、当該問題の解決が人事改革、業務改革、法律改正、関係規則の改正により相当の期間内に終了しないと判断した場合、ソーポーターは意見をオーポーターに提出し、その検討に付す。

オーポーターが何らかの措置が適当と判断した場合、その機関もしくは監督国家機関、民間機関に対し問題解決措置を命じてもらうために意見を総理大臣に提出する。

第二六項

ノーポーターは実行計画、方図、プロジェクト、事業、支出金を改変する権限を有する。ノーポーターが実行計画、方図、プロジェクト、事業について目標を満たせない、もしくは必要性がなくなつたと判断した場合、廃止を検討する権限を有する。

経過規定

第二七項

独立行政法人法に基づき独立行政法人としてのソーポーターが設置された時、本規則に基づくソーポーターは廃止され、ソーポーターの権限、事業は設置された独立行政法人に移管する。このとき当該独立行政法人の設置勅令の規定に従う。

(おわり)